

# ファクタリング契約と真正譲渡及び公序良俗違反 ～東京地裁令和2年9月18日判決を踏まえた検討

金融取引法部

## \* 目 次

---

一 はじめに .....	130	三 検討 .....	134
二 裁判例(東京地裁令和2年9月18 日判決) .....	130	1 本件について .....	134
1 事案の概要 .....	130	2 他の事例との比較 .....	135
2 爭点及び当事者の主張 .....	131	3 事例を踏まえた実務上の留 意点 .....	137
(一) 原告の主張 .....	131	(一) 各裁判例において重要視さ れた基準 .....	137
(二) 被告の主張 .....	132	(二) 実務上の留意点 .....	138
3 裁判所の判断 .....	133		

## 一 はじめに

本稿は、東京地裁令和2年9月18日判決について検討しつつ、他の裁判例と比較し、ファクタリング取引につき、真正の債権譲渡契約又は金銭消費貸借契約のいずれであると判断されるかの基準について検討し、ファクタリング取引において実務上留意すべき点をまとめたものである。

## 二 裁判例（東京地裁令和2年9月18日判決）

### 1 事案の概要

本件は、ファクタリング業社との間でファクタリング契約を締結し、売掛債権の譲渡を行った譲渡人である原告が、当該契約は売掛債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、実質利率が貸金業法又は出資法に違反する等の理由で契約が無効であると主張し、ファクタリング業者に対して支払った金銭の不当利得返還請求を行った事案である。

原告は、運送業等を営む株式会社であり、被告は、ファクタリングに関する業務等を目的とする株式会社である。なお、本件では、被告は2社おり、それぞれ別のファクタリング業者であるが、同様のファクタリング取引であり、争点などは同様であるため省略する。

取引の流れは以下のとおりである。まず、原告と被告が、原告が取引先（以下「債務者」という。）に対して有する売掛債権を被告に対して売却する旨の債権売買契約を締結した。その際、対抗要件の具備の方法として、原告が作成した確定日付ある債権譲渡通知書を、被告が原告の使者又は代理人として債務者に送付する方法等が用意されていた。ただし、被告は、対抗要件の具備を猶予し、又はいつでもその猶予を撤回することができることとなっていた。

実際に、債権譲渡通知が用意されていたが、送付は猶予されており、債務者に知らせずに行われる「サイレント方式」の二者間ファクタリングの形態が採られていた。

原告と被告は、債権売買契約と共に、被告が、債務者からの債権の取立てを原告に委託する契約を締結した。当該契約において、原告は、債務者から債権を取立てた後、取立金を速やかに被告に引き渡すこととなっていた。なお、債権売買契約と取立ての委託に係る契約を併せて、以下「本件ファクタリング契約」という。

原告は、本件ファクタリング契約に基づき、被告に対し債権を売渡し、被告から債権売買代金を受領した。また、原告は、本件ファクタリング契約に基づき、債務者から回収した取立金を、一部を除き、被告に対して引き渡した。

その後、原告は、被告に対して、本件ファクタリング契約が、原告の売掛債権を担保とした金銭消費貸借契約であり、被告が無登録で貸金業を営んでいること、かつ実質利率が出資法の上限金利である109.5%を超えるため、公序良俗違反として無効であるとして、原告が被告に対して引き渡した金員につき、不当利得として返還請求を行った。

## 2 爭点

本件の主な争点は、本件ファクタリング契約が公序良俗違反又は貸金業法に違反し無効であるか、という点であるが、その具体的な内容は、本件ファクタリング契約が、真正の債権譲渡であるか、それとも債権を担保とした金銭消費貸借契約であるか、という点である。

### (一) 原告の主張

原告は、譲渡債権に対する完全な支配力を買主に引き渡すことが無条件に予定されている場合には真正売買、買主から売主への金銭

の交付に対応して、後日売主から買主への金銭の交付が約束されており、その約束が不履行となって初めて、買主が譲渡債権に対する完全な支配力を取得することが予定されている場合には債権譲渡担保付き金銭消費貸借であると主張した。そのうえで、「二者間ファクタリングの場合については、売買代金名目での金銭の交付とそれに対応する取立金名目での金銭の返還が約束されたものと見ることができ、対抗要件具備が猶予されている以上、原債権者は、第三債務者との関係で、代理ではなく債権者として振る舞うことが予定されていたのであるから、譲渡債権の完全な支配力が移転したものではない」とし、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借であると主張した。

その他、実質利率から原告の無資力リスクが重視されていた等の主張もなされた。

## （二）被告の主張

被告の主張は多岐に渡るが、①債権の売買契約の形式であること、②実質としても、債務者の債務不履行の危険を被告が負担していること、③契約書に従った売買代金の交付がなされていること、④被告は、原告が第三債務者から回収した金員を、委託契約に基づき引き渡しを受けていること、⑤債権の額面と買取価格との間に利息とみられる比例関係はないこと、⑥被告は、債務者の信用調査を行って買取価格を決定していること、⑦被告は、対抗要件具備の準備をしていたこと、⑧対抗要件の具備を猶予していたのは原告の要望であること、⑨償還請求権はないこと、を主張した。

### 3 裁判所の判断

裁判所は、原告と被告との契約について、債権譲渡に該当するとして、原告の請求を棄却した。

理由として、①債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、②被告は、債務者に着目した審査基準を元に買取価格を決定していること、③被告が譲渡債権について債務者の無資力リスクを負い、原告に対する償還請求権を有するものではなく、原告としても買戻しを予定していないことから、形式的に債権の売買であることに加え、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが被告に移転しているとした。

また、対抗要件の具備が猶予され、原告が取立金を代理受領することとされていたものの、いつでも猶予を撤回することができ、実際にも債権譲渡通知の準備がなされており、被告の判断で通知が可能であったことから、被告の譲渡債権についての権利行使が制限されていたということはできないとした。

債権の売買代金については、額面額の7割～8割程度であり、被告が債務者の無資力リスクを負っているにもかかわらず、債務者に対する債権譲渡通知を留保する関係上、債務者への直接の信用調査が困難であることに照らすと、その差額は担保目的であることを推認させるほど大幅なものではないとされている。

原告が、被告が債務者対抗要件を具備していないと指摘したことに対しては、債権譲渡登記制度を設けて第三者対抗要件のみを具備することを可能としたことからすれば、債権の真正売買を前提としても、債権譲渡通知・承諾が猶予されて原債権者が債権の回収を行うことは想定されていると判断した。また、原告が、被告が第三者対抗要件を具備してい

ないと指摘したことについては、金銭消費貸借のための担保目的の場合であっても第三者対抗要件の具備の重要性は異ならない、と判断した。

### 三 検討

#### 1 本件について

本件では、裁判所は、本件ファクタリング契約が、形式的に債権譲渡であることを前提として、実質的にも債権譲渡契約であると判断した。

ファクタリング取引では、債権譲渡契約の形式がとられていることが一般的であると考えられるため、紛争が生じた場合に特に重要なのは、契約の実質が債権譲渡契約であるといえるのか、という点である。この点について、本件では、債務不履行リスクが譲受人に移転しているといえる点を重視していると思われるところ、その要素として、譲受人が、譲渡人に対する、債務者が債務の弁済を怠った場合の償還請求権を有していないこと、及び債務者が債務の弁済を怠った場合に、譲渡人が譲受人から当該債権を買戻しすることを予定していないことなどを理由としている。償還請求権や買戻請求権が無ければ、債務者の債務不履行時に譲受人が譲渡人から回収できないため、金銭消費貸借契約と評価することは困難であり、結論は妥当であると考えられる。

なお、原告の主張に従うと、サイレント方式<sup>(注1)</sup>による二者間ファクタリング一般について、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約に該当すると主張しているようにも思われる。しかし、サイレント方式による二者間ファクタリングが社会的に正当な債権譲渡取引として認められている以上、そのようなファクタリング取引について、真正譲渡であることを否定するためには、事案に則した具体的な主張が必要だったと思われる。

また、本件のような事例で、原告が、ファクタリング契約が実質的には貸金業法における「貸付け」又は金銭消費貸借契約であるとして、ファクタリング業者に対して金銭を請求する方法としては、取引における実質利率を、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算した結果、過払金が発生している場合に、過払金を請求することが考えられるが、本件では、本件ファクタリング契約自体の無効を主張し、原告が被告に対して引き渡した額全額の返還請求を行っている点も特徴的である。

## 2 他の事例との比較

本件では真正譲渡であることが肯定されているが、これが否定される場合を検討するために、ファクタリング取引において、真正譲渡性について言及された裁判例をいくつか挙げる。

時系列に並べた以下の裁判例のうち、④は本裁判例である。以下の④と⑥を除いて、いずれも真正譲渡であることが否定された事例である。

①大阪地判平成29年3月3日（判タ1439号179頁）	真正譲渡を否定
②東京地判令和2年3月24日（金融法務事情2153号64頁）	真正譲渡を否定
③東京地判令和2年7月16日（LLI/DB判例秘書L07531419）	真正譲渡を否定
④東京地判令和2年9月18日（金融法務事情2176号68頁）	真正譲渡を肯定
⑤東京地判令和3年2月9日（LLI/DB判例秘書L07630439）	真正譲渡を否定
⑥東京地判令和3年9月1日（LLI/DB判例秘書L07631214）	真正譲渡を肯定
⑦札幌高判令和4年7月7日（ジュリスト1579号2頁）	真正譲渡を否定

裁判例①は、本件と同様、サイレント方式の二者間ファクタリングの事案である。もっとも、本件とは異なり、ファクタリング業者である被告が、債権回収のリスクをほとんど負っていないこと、債権を売買の対象としつつ、債権の額面とは無関係に金員の授受がなされていたこと、原告が債権の買戻しを行わなかった場合には、債権の一定金額分のみ

の譲渡のために各債務者に債権譲渡通知が発送されてしまうといった不利益を受けることから、事実上買戻しをせざるを得なかつたことが認定されている。これらの事情から、返還合意があったと同視できるなどとして、真正売買であることが否定されている。

裁判例②及び裁判例⑤は給与ファクタリングの事例である。

給与ファクタリングに関し、金融庁がノーアクションレター<sup>(注2)</sup>によつて、賃金は使用者が直接労働者に対して支払わなければならず、賃金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求める事となることから、労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているとして、貸付けに該当するとの解釈が出されている。

裁判例②及び裁判例⑤においても、賃金の直接払いの関係で、債務者である使用者は、必ず譲渡したる労働者に対して賃金を支払う必要があり、その後、労働者からファクタリング業者への金銭の引き渡しが必須となり、貸付けと同様の機能を有している等の理由から、真正売買であることが否定されている。

裁判例③では、ファクタリング契約において、第三債務者の債務不履行時に、債権譲渡契約を解除して、譲渡人に対してファクタリング業者が交付した対価の返還を求めたり、償還請求権行使することができることとなっており、債権譲渡代金の名目で交付した金銭について、最終的にはファクタリング業者に対する返還義務が発生する仕組みとなっている点、譲渡債権の回収を譲渡人が代行した上でファクタリング業者に支払うものとされており、実質的には譲渡債権に関する金銭の支払いを全て譲渡人から受ける処理を念頭に置いており、譲渡人の支払能力に左右される点などから、ファクタリング業者が負担している

のは、第三債務者ではなく譲渡人の無資力のリスクであるとして、真正譲渡であることが否定されている。

裁判例④は本件であり、上記で記載したとおりである。

裁判例⑥では、債務者の債務不履行等により、譲受人が債務者から債権を回収できない場合には、譲渡人は責任を負わない旨が明記されている点、譲渡人がファクタリング業者に支払う必要があるのは、あくまで譲渡人が回収した額であり、譲受人が債務者からの債権回収リスクを負っている点等から、真正譲渡が否定されている。なお、譲渡債権についての表明保証違反が契約の解除事由となっていたとしても、結論を左右しないと判断されていることについては、下記「3」「(二)」において後述する。

裁判例⑦は、譲渡債権が、地方公共団体に対する譲渡禁止特約付の公共施設委託管理料等の債権である点が特徴的である。債務者が地方公共団体であることから、債務者に債権譲渡が発覚すると信頼を損ね、譲渡人の事業の継続が困難となるため、何としても買戻し期限までに譲渡債権を買い戻さなければならない状況にあり、買戻しを余儀なくされていた等の事情を踏まえ、真正譲渡が否定されている。

### 3 実務上の留意点

#### (一) 各裁判例において重視された基準

以上の裁判例を踏まえ、以下の要素<sup>(注3)</sup>に従って各裁判例で言及された点を整理すると、別表のとおりとなる。

- ①当事者の意図：②～⑤の要素を踏まえて判断されるほか、契約上「真正譲渡」であることの明示があるか。
- ②法的支配権の移転：買戻権等、債権に対する法的支配権が譲渡人に留保されているか。譲渡人が債権の内容の変更権限を有す

るか。

③経済的リスクの移転：償還請求権の有無等、通常譲受人が負担すべき経済的利益を負担しているか。

④被担保債権の不存在：実質的に被担保債権の存在が認められるか。

⑤対価の相当性：譲渡対価が割安である等、相当性を欠くか。

## (二) 実務上の留意点

別表によると、本件を含め、サイレント方式の二者間ファクタリングの事例において、上記のいずれの裁判例においても、経済的リスクの移転の有無が重視されていることが分かる<sup>(注4)</sup>。

その要素として、償還請求権や買戻義務がある場合には、債務者の債務不履行時に譲渡人が債務を負担することとなり、債務不履行リスクを譲渡人が負担していることに直結し、真正譲渡を否定する重要な要素となるものと考えられる。なお、上記の裁判例からすると、債権の買戻義務について、契約上、買戻しが義務付けられている場合だけでなく、事実上、買戻しが義務付けられている場合を含むと考えられる。

そこで、ファクタリング取引について真正譲渡性を担保するためには、少なくとも償還請求権や買戻義務が定められないよう、契約において配慮することは必須である。その際、債務者の債務不履行時に譲受人が債権譲渡契約を解除することを可能とすると、債権譲渡代金の返還請求が可能であるため、譲受人が債務不履行リスクを負担していないと捉えられる点に留意が必要である。

一方、表明保証違反を解除事由とすることについては、真正譲渡を否定する要素とならない可能性がある。例えば、裁判例⑥では、債権譲渡の対象となる債権につき、無効、取消、解除等の抗弁事由が

存在しないこと等が表明保証事項とされており、違反した場合には解除が可能とされていることにつき、譲渡債権の抗弁事由等が存在しないことを表明保証の対象とすること自体は、債権譲渡の目的物に法的問題がないことを契約の前提とし、譲渡債権の回収リスクを低減するための合理的な措置であるから、このことをもって実質的に貸付けに当たるということはできないと判断されている<sup>(注5)</sup>。

この判断では、譲渡債権の性質に着目した表明保証に違反したことにより債権譲渡契約の解除が可能だったとしても、真正譲渡は否定されないと述べており、かかる前提からすると、その他の表明保証事項への違反を契約解除事由としたとしても、真正譲渡を否定する要素にはなり難いように思われる。

(田附 周平)

- 
- (注1) 上木英典「近時の裁判例の分析からみるファクタリング取引の論点整理」(金融法務事情2206号33頁)において、サイレント方式・ノンサイレント方式等、ファクタリング取引の形態に関する解説がなされている。
- (注2) 金融庁監督局総務課金融会社室長「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続(回答書)」令和2年3月5日
- (注3) 佐野史明「ファクタリング取引の論点整理」(金融法務事情2146号35頁)。なお本裁判例の解説(金融法務事情2176号68頁)では倒産法の文脈における真正売買性の判断要素として、別の判断要素が引用されている。
- (注4) 紙与ファクタリングは、上記のとおりノーアクションレターによる解釈が示されていることもあり、真正譲渡であると主張することは困難であると考えられる。
- (注5) また、裁判例③では、瑕疵ある債権を譲渡した譲渡人に対する譲渡代金の返還請求権を超えて、債務者の支払能力の欠如による返還請求権を問題視していることから、債権の瑕疵に基づく返還請求権については許容されているようにも思われる。

	裁判例① 大阪地判 H29.3.3	裁判例② 東京地判 R2.3.24	裁判例③ 東京地判 R2.7.16	裁判例④ (本判決)	裁判例⑤ 東京地判 R3.2.9	裁判例⑥ 東京地判 R3.9.1	裁判例⑦ 札幌高判 R4.7.7
真正譲渡性	否定	否定	否定	肯定	否定	肯定	否定
①当事者の意図	買戻しは譲渡人の権利に留まる旨の記載。		債権の売買契約の体裁、債権譲渡が担保目的でないことが明記。		譲渡人が債権回収不能のこと、真正売買を構成するとの意図が明記。		
②法的支配権の移転(移転していれば真正譲渡を肯定する要素)	譲渡人は買戻しを行わざるを得ない立場にあつた。	(譲渡人による買戻権あり。)		買戻しを予定していない。対抗要件を自由に具備できた。		買戻しは譲渡人の権利に留まる。	
③経済的リスクの移転(移転していれば真正譲渡を肯定する要素)	譲受人は、債権回収リスクをほとんど負つておらず譲渡人の信用リスクを負担。		第三者的債務不履行時に譲渡人に對し償還請求が可能。譲受人がが負担するものは譲渡人の無資力リスク。	給与の直接払いの原則から、譲渡人からの資金の回収が一体となつた。	給与の直接払いの原則や、勤務履行等の場合には譲渡人は責任を負わず、譲渡人がが譲受人がある払う必要があるときは回収額とさばくの回収が契約の要素を構成。	譲受人は債務不履行等の債務を負うと信頼が発覚すると信頼を損なう結果から買戻しを余儀なくさせた。	(買戻しを余儀なくさせた。)
④被担保債権の不存在(存在していなければ真正譲渡を肯定する要素)	(買戻しを行わざるを得ない立場にあつた。)						
⑤対価の相当性(対価が相当であれば真正譲渡を肯定する要素)	債権の額面とは無関係に金員の授受。	(額面額から4割程度割り引いた金額で買い取り。)	早期に換金できるメリットを考慮しても著しく高額の手数料。		債務者に着目し決定。対価の額は担保目的とはいえない。		譲受人が高額の利益を得ることに見合ったリスクを負担していない。譲渡人の資金需要に応じて譲受人が一方的に決定しており、基準不明。

# 履行確保を目的とする信託取引の実務

## 金融取引法部

### \* 目 次

一 はじめに	142	(一) 問題の所在	147
二 信託を用いた履行確保(資金保全)とは	142	(二) 判断枠組み	147
1 履行確保を目的とする信託取引の基本構造	142	(三) 検討ポイント(i) – 信託財産に対する権限	147
(一) 概要	142	(四) 検討ポイント(ii) – 信託の解約	148
(二) 基本構造	142	(五) 検討ポイント(iii) – 追加信託義務	149
(三) 具体例	144	(六) 小括	150
2 信託の特性	145	2 犯収法上の取引時確認義務	151
(一) 信託財産の独立性(受託者からの倒産隔離機能)	145	(一) 検討事項	151
(二) 委託者からの倒産隔離	145	(二) 実務上の対応	151
三 実務上の論点	147	四 最後に	152
1 委託者からの倒産隔離の確保	147		

## 一 はじめに

近時、事業に関する一定の債務（主として金銭債務）を負担する事業者が当該債務の履行確保（顧客や取引相手方の保護）を図ることを目的として信託取引（本稿ではかかる取引を「履行確保を目的とする信託取引」と呼称することとする。）が活用される場面が見られるが、これらは、法令上に根拠を置くものから、任意の仕組みとして用いられるものまで、用いられる場面や態様も様々である。本稿では、履行確保を目的とする信託取引の仕組み等を確認した上で、実務上問題となる論点について検討する<sup>(注1)</sup>。

## 二 信託を用いた履行確保（資金保全）とは

### 1 履行確保を目的とする信託取引の基本構造

#### （一）概要

履行確保を目的とする信託取引とは、事業者が自身の提供するサービスに関して顧客等に対する金銭債務等を負担する場合において、事業者が当該債務を履行しない又は履行できない場合であっても、顧客等に対して当該債務に従った給付がなされることを目指す信託取引である。

#### （二）基本構造

上記目的の達成のため、事業者が履行確保すべき債務相当額の金銭等を予め信託し、履行期限が到来した場合や履行条件が成就した場合に信託（受託者）から顧客等に対して金銭を交付するという仕組みが採られる。その基本的構造は、以下のとおりである（スキーム図参照）。

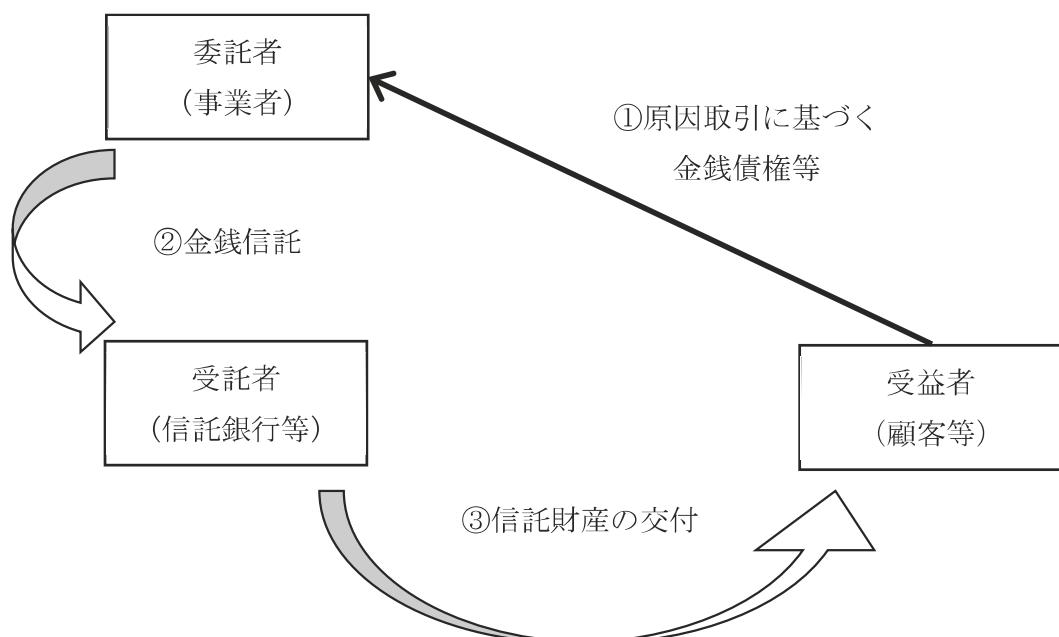
- ①事業者と顧客等との間における原因取引に基づき、顧客等が事業者

に対して金銭債権等を取得する。

②原因取引における顧客等に対する上記①に係る債務の履行確保を行うことを企図する事業者が信託の「委託者」として、当該債務の引当となる金銭を「受託者」（信託銀行又は信託会社）に対して信託する<sup>(注2)</sup>。「受託者」は、前記①により信託を受けた金銭を信託契約に従い、「受益者」のために管理運用する。

③「受益者」については、顧客等及び事業者とすることが想定される。まず、原因取引における債権者である顧客等に対して当該債権の履行として金銭を交付する場面においては、顧客等を「受益者」として<sup>(注3)</sup>信託契約に従い信託財産である金銭を交付する。また、信託財産の運用により収益が生じた場合には、当該収益を事業者へ交付することが想定されるほか、原因取引上、顧客等への債務履行の全部又は一部が不要となつた場合には、履行不要となった部分の金銭を事業者へ戻すことも想定される。かかる場面においては、事業者も「受益者」として当該金銭を交付することとなる。

#### 【スキーム図】



### (三) 具体例

(i) 法令を根拠とする信託取引と、(ii) 法令を根拠としない任意の仕組みとしての信託取引に分類できる。

(i) の具体例としては、顧客分別金信託（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第43条の2第2項）が挙げられる。この信託取引は、金融商品取引業者等が顧客から預託を受けた資金のうち顧客へ返金すべき額の金銭（顧客分別金）を保全することを目的とするものであり、①顧客が金融商品取引業者等に対して保有する顧客分別金に係る返還請求権を保全するため、②金融商品取引業者等が信託銀行に対して顧客分別金を金銭信託し、それに伴い顧客が受益権を保有することとなり、③別途選任される受益者代理人において受益権を行使することにより、信託財産である顧客分別金が信託銀行から受益者である顧客へ交付されることとなる。このほか、商品顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第142条の5）、顧客区分管理信託（金商業府令第143条の2）、発行保証金信託（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第16条）、履行保証金信託（資金決済法第43条）も法令を根拠とする信託取引として分類できる。

次に、(ii) の具体例としては、不動産取引やM&A取引などにおける譲渡対価の支払債務を保全するためのエスクロー信託が挙げられる。具体的には、①不動産売買契約に基づいて売主が買主に対して売買代金債権を取得し、②これを保全するため、売買契約上の譲渡実行日前に買主が信託銀行に対して代金相当額を金銭信託し、それに伴い売主が受益権を保有することとなり、③譲渡実行日において譲渡実行の前提条件が成就したことが確認できた場合に、売主が受

益権を行使することにより、信託財産である売買代金相当額の金銭が信託銀行から売主へ交付されることとなる。

## 2 信託の特性

履行確保を目的とする信託取引は、信託の特性を利用して履行確保（資金保全）を図る取引であり、具体的には、信託財産の独立性（受託者からの倒産隔離機能）及び委託者からの倒産隔離機能という信託の特性に着目した取引ということができる。

### (一) 信託財産の独立性（受託者からの倒産隔離機能）

信託の特性として、①信託財産に属する債権等について受託者に対する債権者からの相殺が制限され（信託法第22条第1項）、②受託者の債権者による信託財産に属する財産に対しての差押えが制限され（信託法第23条）、③受託者に倒産手続が開始された場合であっても、信託財産に属する財産は倒産財産に属さず、受託者の倒産手続に服さないこととされる（信託法第25条）。このように、信託財産に属する財産は、受託者に対する債権者の引当てとなる責任財産とはならず、また受託者に信用不安が生じた場合や倒産手続が開始した場合であっても、原則として受託者自身の倒産手続に服さないこととなる（これを「信託財産の独立性」あるいは「受託者からの倒産隔離機能」という。）。履行確保を目的とする仕組みにおいて、金銭を保管・管理する者からの倒産隔離が図られていることは重要な条件であり、信託財産の独立性という特性を有する信託スキームは、かかる履行確保を実現するための仕組みとして適しているといえる。

### (二) 委託者からの倒産隔離<sup>(注4)</sup>

事業者の債務の履行を確保するための手法として伝統的には担保

權の設定が用いられてきたところ、この場合には、債権者である顧客は倒産手続において担保権者として一定の制約に服することとなる。すなわち、①事業者に会社更生手続が開始された場合には、担保権者である顧客は更正担保権者（会社更生法第2条第11項）となり、会社更生手続外における担保権実行ができず（同法第50条第1項）、更生計画に従わない弁済等が禁止され（同法第47条）、更生計画により当該顧客の権利が変更され得る（同法第168条）など、権利の実現に大きな影響を生じることとなる。また、②事業者に破産手続又は民事再生手続が開始された場合においては、別除権として破産手続又は民事再生手続外において担保権を実行することは可能であるもの（破産法第65条第1項、民事再生法第53条第2項）、担保権実行中止命令（民事再生法第148条）や担保権消滅の申立て（破産法第186条、民事再生法第148条）により倒産管財人等による介入を受ける可能性がある。

これに対し、信託を用いる場合には、信託の対象となる財産が委託者から受託者に対して信託譲渡され、法形式上は当該財産の所有権は委託者から受託者へ移転することとなる。このように、事業者が倒産した場合における信託財産（金銭）の倒産財団への組込みや倒産手続における制約を回避するための有用な手法として信託が用いられる。

もっとも、履行確保を目的とする信託取引においては、その担保的機能を理由として委託者からの倒産隔離が十分に図られていないと評価される可能性があり、この点は後記三の1において述べることとする。

### 三 実務上の論点

#### 1 委託者からの倒産隔離の確保

##### (一) 問題の所在

履行確保を目的とする信託取引については、信託譲渡という法形式を探る場合であっても、信託取引が何らかの担保的機能を有する場合には、実質的に当該譲渡が担保権の設定に過ぎないと判断される可能性は残ると考えられる。そして、委託者からの倒産隔離が十分に図られない場合には、受託者及び受益者は当該資産に対して担保権を有しているに過ぎないものとして倒産手続上取り扱われ、倒産手続における制約に服する可能性がある。したがって、委託者からの倒産隔離が十分に確保されるスキームであるか否かという点は重要な意味を有するといえる。

##### (二) 判断枠組み

真正譲渡性の判断枠組みに関して、学説上諸説あるものの、証券化・流動化取引における実務においては、様々な要素を総合的に考慮し、実質的に「担保」と判断される否かを検討するアプローチが広く採用されており、かかるアプローチにおいて考慮される主要な要素としては、①信託財産に対する法的支配権限、②信託財産に対する経済的リスクの負担、③被担保債務の存在<sup>(注5)</sup>などが挙げられる<sup>(注6)</sup>。そして、かかる判断枠組みや基準は、担保的機能を有する信託取引においても妥当するものと考えられる。以下では、履行確保を目的とする信託取引におけるスキーム上の主なポイントごとに上記考慮要素との関係を検討する。

##### (三) 検討ポイント (i) – 信託財産に対する権限

### (1) 検討事項

信託財産の処分や受益権の行使について委託者が一定の権限を有する場合や受益者の権利行使に一定の制限がかけられている場合には、委託者が信託財産に対して法的支配権限を有しているもの（上記①）と評価されないかが問題となる。

### (2) 考察

顧客分別金信託など法令を根拠とする信託取引においては、受益者（顧客）や受益者代理人は委託者に信用不安や倒産手続が生じる場合まで権利行使することができないものとされることが多く、この点をもって担保目的物を債務不履行時に処分できる実行権及び債務不履行時まで処分できないという補充性が認められると評価する見解もある<sup>(注7)</sup>。もっとも、受益者側に加えて委託者の側においても信託期間中に信託財産を自由に処分等することはできないものとされており、委託者に信託財産に対する法的支配権限は残っていないという評価が可能であるように思われる。

また、法令を根拠としない信託取引についても、実務上は、受託者に対して委託者及び受益者の連名による信託財産交付に係る指図がなされた場合に限り信託財産を交付するという仕組みが採られる場合が多く、かかる仕組みを前提とすると、委託者単独での信託財産の処分等はできず、委託者は信託財産に対する法的支配権限を有しないと考えられる。

## （四）検討ポイント (ii) – 信託の解約

### (1) 検討事項

信託の解約及びそれに伴う信託財産の受領について委託者が一定の権限を有する場合には、委託者が信託財産に対して法的支配

権限を有している（上記①）と評価されないかが問題となる。

## (2) 考察

基本的に原因取引の両当事者（委託者及び受益者）の合意がない限り、信託の解約ができない仕組みが採られる場合には、委託者の信託財産に対する法的支配権限は問題とならないと考えられる。他方、顧客分別金信託のように、委託者が顧客（元本受益者）に対して原因取引に基づき負担する債務等の金額（保全すべき金額）を超える信託財産部分につき解約することが可能とされるものがある（金商業府令第141条第1項第9号イ、同条第3項）。もっとも、かかる信託の解約は、委託者が何らの制限もなく裁量をもって自由に権利行使できるものではなく、原因取引の債務額という客観的指標に基づいて権利行使の可否や範囲が定まるという点を考慮すると、直ちに委託者が信託財産に対する法的支配権限を有しているとまではいえないと評価が可能と思われる<sup>(注8)</sup>。

## (五) 検討ポイント (iii) – 追加信託義務

### (1) 検討事項

信託期間中に委託者が追加信託を行う信託取引が存在するが、かかる追加信託が信託財産の損失等の補てんを行うものとして、委託者が信託財産に対する経済的リスクを負担しているもの（上記②）と評価されないかが問題となる。

### (2) 考察

追加信託の目的が信託財産の損失等の補てんにあるか否かを基準に評価することが妥当であると考える。例えば、顧客分別金信託においては、要保全額（法令に基づき保全すべき金額）と実際の保全額（信託財産中の金銭の金額）との差額分の金銭を委託者が追

加信託するものとされている（金商業府令第141条第1項第7号）ところ、かかる追加金銭信託は、専ら要保全額の増額に伴いなされることが想定されるものであって、運用に伴う既存の信託財産の目減り等を補う性質のものではないため、この点のみをもって委託者が信託財産に対する経済的リスクを負担しているとまではいえないとの整理が可能であると思われる。

#### (六) 小括

検討した内容を総合すると、顧客分別金信託等の法令上に根拠を置く信託取引については、委託者について信用不安があった場合に初めて受益者（受益者代理人）が元本受益権を行使できるという点で担保的要素を有することは否定し難いものの、他方で委託者においても信託財産を自由に処分等する権限が認められていないことを踏まえると、上記の点をもって委託者による信託財産に対する法的支配権限が当然に見出されるものではないと思われる（前記（三）参照）。また、委託者の追加信託義務や信託の解約権が存在する点についても、信託財産に対する法的支配権限や経済的リスク負担という判断要素との関係において一応の合理的な説明が可能であると思われる（前記（四）及び（五）参照）。これらを踏まえると、上記信託取引について委託者からの倒産隔離が認められる余地も相当程度あると考える。

また、法令に根拠を置かない任意の信託取引に関しても、同様に、信託財産に対する法的支配権限や経済的リスク負担のいずれの観点からも合理的な説明が可能であること（加えて、スキーム自体もそれらの判断要素が認められないように柔軟にアレンジが可能であること）を踏まえると、委託者の倒産隔離が十分に図られたスキーム組成も可能であると考える。

## 2 犯収法上の取引時確認義務

### (一) 検討事項

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）において、「受益者との間の法律関係の成立」のときに、受託者は受益者について取引時確認を行うことが求められている（犯収法第2条第3項、第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第5条、第7条第1項第1号ニ）。このうち、法令の規定により顧客への返還資金等の保全のため信託を行う場合には、例外的に取引時確認は不要とされている（犯収法施行令第7条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第4条第1項第1号）。

したがって、法令を根拠としない信託取引であって、受益者が多数に上るものについては、受託者にとって受益者についての取引時確認の負担が問題となる。

### (二) 実務上の対応

この点、法令上、特定事業者が信託取引を行う場合において、信託の受益者の受益権に停止条件若しくは期限が付されているときは、特定事業者が当該停止条件の成就若しくは当該期限の到来を知った時に当該受益者との間で法律関係が成立したものとみなして、受益者に対する取引時確認の規定を適用するものとされている（犯収法施行令第8条第2項）。

そこで、実務上、委託者の倒産手続開始等の一定の事由が発生する（停止条件の成就）までは、顧客を「潜在的元本受益者」という位置付けに留め受益権を「取得しない」（受益者とならない）という構成が採用される場合がある。この場合、信託設定の段階では顧客（受

益者)との間で法律関係が成立していないため取引時確認は不要となり、その後、停止条件が成就し顧客が初めて受益権を取得した(受益者との間で法律関係が成立した)段階で取引時確認を行えば足りることとなる。

#### 四 最後に

履行確保を目的とした信託取引は、法令を根拠とする取引を含めて広く利用される上、個々の原因取引や当事者間のニーズに応じてアレンジされて利用されることも多い。かかるアレンジの際には、既に述べてきたように委託者からの倒産隔離の観点や犯収法上の取引時確認の観点等からスキームの仕組みを検討することが重要となる。本稿がそのような実務における一助となれば幸いである。

(小柏 光毅)

- (注1) なお、本稿で取り上げる信託取引は、いわゆるエスクロー信託と呼ばれるものとほぼ同義である。もっとも、その用語自体も多義的であるため、本稿ではその特性を踏まえて「履行確保を目的とする信託取引」と呼称することとする。
- (注2) より簡便かつ低コストに行う方法として自己信託(信託法第3条第3項)を用いることも考えられるが、委託者兼受託者となる事業者自身において信託財産の分別管理等を行うこととなるため、かかる分別管理等が適切に行われない場合には、信託財産の独立性が認められない可能性がある点には留意が必要となる。
- (注3) なお、顧客等については、一定の事由が生じる(債務の履行期限の到来又は条件の成就)までは「受益者」としての具体的な地位及び権利を有しないものと仕組まれることが多い。この理由については、第三の2参照。
- (注4) 資産譲渡取引等の場面一般で用いられる「(当初保有者からの)倒産隔離」(あるいは「真正譲渡」)という用語については、必ずしも画一的な意味で用いられているわけではないが、本稿においては、資産の当初保有者(委託者)が当該資産を譲渡(信託譲渡)した場合において、当初保有者(委

託者)について破産手続その他の倒産手続が開始されたときに、当該資産が倒産手続に服する当初保有者の財産に属するものではなく、当該財産の譲受人(受託者)が当該財産に対して有する権利が当初保有者(委託者)の倒産手続に服する担保権であると判断されないこと、を意味するものとして用いることとする(同様の意味で用いるものとして、西村あさひ法律事務所編『資産・債権の流動化・証券化[第4版]』32頁等)。

- (注5) なお、履行確保を目的とする信託取引では、委託者(事業者)の受益者(顧客)に対する金銭債務が存在し、これを担保することが信託取引の前提となるが、他の要素を考慮した場合に担保取引と評価されるだけの実質を有しているとはいえない取引も存在し得るため、あくまで考慮要素の一つとして捉えておくのが適切と考えられる。
- (注6) 具体的な実務や取引を踏まえた真正譲渡性の判断要素を示すものとして、西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全(下)』(商事法務、2003)33頁以下、金融法委員会「信託法に関する中間論点整理」(平成13年6月12日)24頁以下、「マイカル証券化スキームに関する山本和彦教授意見書の全文」金法1653号44頁、後藤出〔事業再生研究機構〕証券化問題委員会報告「資産流動化取引における『真正売買』(上)・(下)」NBL739号62頁及び740号76頁(2002)。
- (注7) 水野大「履行確保のための信託・決済のための信託」ジュリスト1450号(2013)17頁～18頁、水野大「委託者倒産時における他益信託の信託財産の取扱い—規約型年金信託と顧客保全型信託を中心に」長島・大野・常松法律事務所編『ニューホライズン事業再生と金融』(商事法務、2016)365頁。
- (注8) 他方、この点をもって担保設定者による受戻権を認めることができると評価する見解として、水野・前掲(注8)14頁、長島・大野・常松法律事務所・前掲(注8)365頁。

# 預貯金債権の帰属先が明らかでない場合における預貯金払戻請求に対する遅滞の正当当事由 ～東京地裁令和4年3月30日判決の検討

金融取引法部

## \* 目 次

一 はじめに	156	(二) 争点3	160
二 東京地裁令和4年3月30日判決	156	三 争点に関する議論状況及び検討	
1 事案の概要	156	1 本件預貯金の帰属(預金債	161
2 争点	158	2 遅延損害金の発生日について	161
3 各当事者の主張	158	四 おわりに	165
(一) 争点1	158		
(二) 争点3	159		
4 裁判所の判断概要	159		
(一) 争点1	159		

## 一 はじめに

預金取引は、金融機関にとって、最も基本的かつ日常的な業務である。金融機関は、「口座名義」を基礎として、顧客から金員を預かり、管理し、払戻請求があれば払い戻す。

では、他人名義で預入行為を行ったとの申出により、「口座名義」という預金者を認定するにあたっての基礎が揺らぎ、金融機関が保有する情報では、払戻請求者が正当な払戻権限を有するか否か確認できない場合には、金融機関はどのように対応したらよいのであろうか。

本稿では、他人名義預金<sup>(注1)</sup>であるとの主張とともに払戻請求がなされ、金融機関が払戻しを留保していた場合における金融機関の遅滞責任について判断した東京地裁令和4年3月30日判決について紹介・検討する<sup>(注2)</sup>。

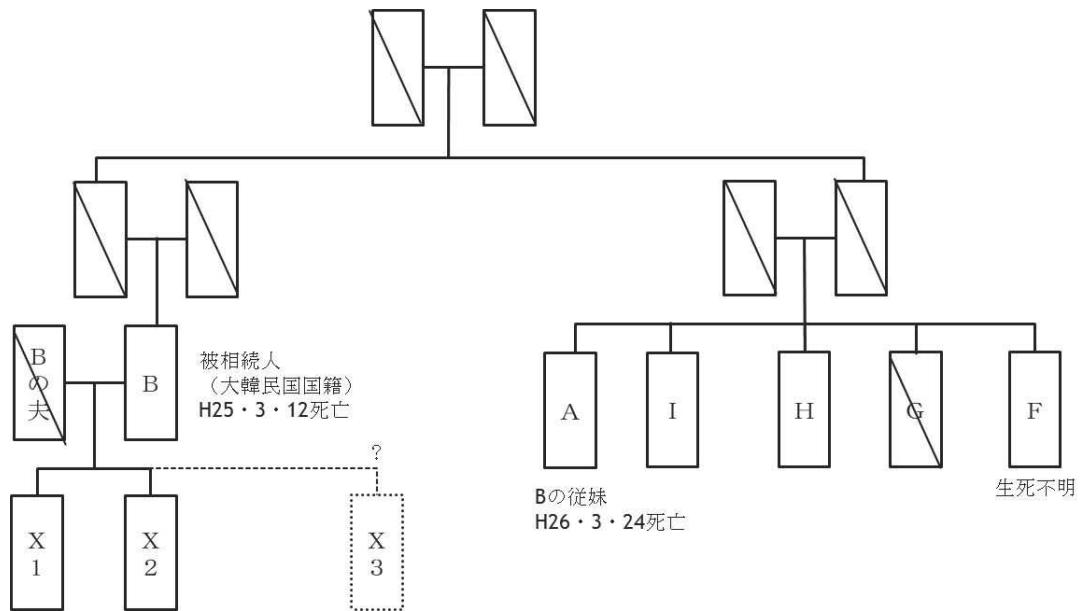
## 二 東京地裁令和4年3月30日判決

### 1 事案の概要

X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>（以下「原告ら」という。）の母親Bが、その従妹であるA名義で預貯金を有していたところ、Bが死亡したことにより、原告らが同預貯金を相続したと主張して、Y<sub>1</sub>～Y<sub>3</sub>銀行（以下「被告ら」という。）に対し、①同預貯金の払戻し、②訴状若しくは訴えの変更申立書の送達の翌日又は口頭弁論終結日の翌日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求めた事案である。

相続関係図及び本件預貯金明細は以下のとおりである。

### 【相続関係図】



出生証明書の「子の母の出産した児の数」欄  
には3人と記載されている。

### 【本件預貯金明細】

	被告	名義(フリガナ)	預金種別	金額	備考
1	Y <sub>1</sub>	A (A - 2)	普通	13万9830円	小岩支店
2	Y <sub>1</sub>	A (A - 2)	定期	977万1777円	同上
3	Y <sub>2</sub>	A (A - 2)	通常	242万272円	同上
4	Y <sub>2</sub>	A (A - 2)	担保定額	現存せず	令和2年5月21日満期により、上記3に振替預入
5	Y <sub>2</sub>	A (A - 2)	担保定額	現存せず	令和2年5月21日満期により、上記3に振替預入
6	Y <sub>2</sub>	A (A - 1)	定期	30万円	
7	Y <sub>3</sub>	A (A - 2)	普通	13万4017円	小岩支店
8	Y <sub>3</sub>	A (A - 2)	別段	300万718円	小岩支店

## 2 爭点

本件の争点は、以下のとおりである。

- ①本件各預貯金はBに帰属するか
- ②Bの相続人の範囲（家族関係証明書等に子としてX<sub>2</sub>が記載されていないところ、X<sub>2</sub>はBの相続人であるか、また原告らの他にBの相続人がいるか）  
※結論として、X<sub>2</sub>はBの相続人であり、原告らの他にBの相続人はいないと判断されている。紙幅の都合上、詳細は省略する。
- ③遅延損害金の発生日（金融機関はいつの時点から遅滞の責任を負うか）

## 3 各当事者の主張概要

### （一）争点1 本件各預貯金の帰属

#### （1）原告らの主張概要

原告らは、以下の理由から、本件各預貯金はいずれもBに帰属すると主張した。

- ①BはY<sub>2</sub>銀行、Y<sub>3</sub>銀行及び訴外J銀行のキャッシュカードを自宅で保管していた。
- ②Bは、AからY<sub>1</sub>銀行に宛てた変更届兼キャッシュカード・カードローン変更申込書書類を保管していた。Aは、Bに対し、保険証を送る旨の手紙を送付しており、前記変更申込みにあたってBがAから保険証を借りて使用したことが推測される。
- ③Y<sub>3</sub>銀行からA宛てのはがきがBの住所へ送付されていた。
- ④Aの住所は神奈川県であるにもかかわらず、A名義の書面がBの住所（東京都葛飾区）へ送付されている。また、各書面に記載されている電話番号はBのものであった。
- ⑤各書類の筆跡はBのものであった。

⑥Aの相続人H及びIは、本件各預貯金がいずれもBの出捐によるものであって、Bの預貯金であることを認めている。

⑦Bは本件各預貯金に係る原資を出捐する資金を有していた。具体的には、宝石商であるKから援助を受けていた。また、Bは生命保険を解約し、700万円の現金を有していた。Bは、Bを資金援助していたKの死亡後、生活保護の申請を考えており、生活保護を受給するためにA名義で預貯金をしたことが推測される。

#### (2) 被告らの主張概要

被告らは、本件預貯金の名義人の住所及び生年月日はAのものであること、A及びBの筆跡は証拠上明らかでないこと、Aの相続人がH及びIのみとは限らないことなどから、本件預貯金がBに帰属するとはいえないと主張した。

### (二) 争点3 遅延損害金の発生日

#### (1) 原告らの主張概要

原告らは、訴状若しくは訴えの変更申立書送達の日の翌日又は口頭弁論終結日の翌日から遅延損害金の支払義務を被告らが負うべきと主張した<sup>(注3)</sup>。

#### (2) 被告らの主張概要

被告らは、本件においては、原告らが本件各貯金の権利者であることの立証がないことから、払戻しに応じないことについて正当な理由があるというべきであり、遅延損害金の支払義務を負うことはない旨を主張した。

## 4 裁判所の判断概要

### (一) 争点1 本件各預貯金の帰属

裁判所は、本件各預貯金はBに帰属すると判断した。判断理由の

概要は以下のとおりである。

- ・ Aの相続人はH及びIのみである。Aの相続人であるH及びIがあえて虚偽を述べるような動機も伺われず、本件各預貯金についてBが生前に自己の出捐で預け入れたものであって、Bに帰属していたものである旨を認めていることは、本件各預貯金がいずれもHに帰属していたことを相当強く推認させる。
- ・ 通帳又はキャッシュカードをBが自宅で保管しており、これらを他人に預けるようなことは考え難い。また、本件各預貯金の支店がBの住所から近く、Aの住所から遠い小岩支店であったことは、BがA名義で預貯金をしたことを推認させる。
- ・ 本件各預貯金に関する書面にBの自宅電話番号が記載されていた。AがBの自宅電話番号を記載しなければならない事情はなく、他方、Bは本人確認書類との照合が不要な電話番号については自らのものを記載したと考えられる。
- ・ 筆跡鑑定結果は不合理な点はなく、前記推認を支えるものといえる。
- ・ Bは生命保険を解約し、相応の金員を有していたことに照らせば、Bの出捐によるものであるとしても不自然ではない。
- ・ 生活保護受給目的であったと思われる旨のX2の陳述書、Bが実際に手当を受給していることを踏まえると、Bには別名義で口座を開設・使用する動機があった。

## (二) 争点3 遅延損害金の発生日

裁判所は、「金融機関において、払戻請求者が正当な払戻権限を有する者であるか否かを確認するために必要かつ相当な期間について払戻しを留保することは、正当な理由があつて違法性がないから、同期間は履行遅滞に当たらないというべきであり、金融機関は同期間

経過後に遅滞の責任を負うものと解するのが相当である」と判断した。そして、本件預貯金は、いずれもBとは別の名義となっていることに加え、Bの相続人の範囲を判断することが必ずしも容易ではないこと、Aの相続人の範囲についても同様の問題があることなどを踏まえると、本件においては、本判決の確定に至るまでの間は、被告らにおいて、原告らが正当な払戻権限を有する者であるか否かを確認することができないとして払戻しに応じないことには正当な理由があるというべきであると判断した。

以上から、被告らは、いずれも本判決確定の日の翌日から遅滞の責任を負うものであり、同日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払義務を負うとした。

### 三 争点に関する議論状況及び検討

#### 1 本件預貯金の帰属(預金債権の帰属)について

預金債権の帰属の判断基準に関する学説は多岐にわたるが、伝統的には、①預入行為者が出捐者の金員を横領して自己の預金とするなどの特段の事情がない限り、自らの出捐により、自己の預金とする意思で、自ら又は使者、代理人を通じて預金契約をした者をもって預金者とする客観説、②預入行為者が他人の預金であることを表示しないか、又は銀行が実質上の権利者を知らない限り、預入行為者をもって預金者とする主観説、③原則として客観説によるが、預入行為者が自己を預金者であると明示又は黙示に表示した場合には、預入行為者をもって預金者とする折衷説に大別されている<sup>(注4)</sup>。

最高裁判例についてみると、まず、最三小判昭和48年3月27日(民集27巻2号376頁)が、無記名定期預金<sup>(注5)</sup>について、「無記名定期預

金契約において、当該預金の出捐者が、自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をすることを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められないかぎり、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべきである」と判示した<sup>(注6)</sup>。

続いて、記名式定期預金について、最三小判昭和57年3月30日（金法992号38頁）が、前記判例を引用した上で、「この理は、記名式定期預金においても異なるものではない」と判示した<sup>(注7)</sup>。これらから最高裁判例は一般的に客観説に立っていると解されていた。

しかしながら、その後、普通預金債権の帰属について、最二小判平成15年2月21日（民集57巻2号95頁）、最一小判平成15年6月12日（民集57巻6号563頁）が、前記定期預金に関する最高裁判例を引用せず、また、一般論や規範を示さず、預金口座開設者、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況、預金原資の帰属等の諸要素を勘案した上で、普通預金債権の帰属を判断した。

以上のような学説や最高裁判例の状況の中、預金債権の帰属は、結局のところ誰が預金契約の契約当事者であるかという事実認定の問題であることから、定期預金、普通預金を問わず、預金原資の出捐関係、預金開設者、出捐者の預金開設者に対する委任内容、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案した上で、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から預貯金債権の帰属を認定するという総合考慮説が有力となっている。

本件裁判例においても、一般論や規範は示されておらず、本件各

預貯金の帰属について利害関係を有しているAの相続人であるH及びIが自らに不利益となるBによる出捐及びBへの帰属を認めていること、通帳又はキャッシュカードの保管状況、本件各預貯金の支店と住所の関係性、本件各預貯金に関する書面への電話番号の記載及び筆跡、預金原資の出捐関係、A名義口座開設の動機などの諸要素を総合的に勘案した上で、本件各預貯金はBに帰属すると判断されている。

本件各預貯金の帰属について利害関係を有しているAの相続人H及びIも本件各預貯金がBに帰属すると主張している以上、これに反してまで、本件各預貯金がBに帰属しない（Aに帰属する）とは認定し難いことに鑑みれば、裁判所の判断は妥当であると思われる。

しかしながら、被告らからすれば、出捐関係や利用状況等、Bの事情を詳細に把握することは困難であり、Bの事情を把握できたとしてもこれらの事情を総合的に勘案して預貯金債権の帰属を判断する枠組みが採られる可能性が高いことに照らせば、判決が確定するまでの間、預貯金の名義を重視した対応を行うことはやむを得ないように思われる<sup>(注8)</sup>。

## 2 遅延損害金の発生日について

預貯金はいつでも払戻請求ができ、請求があった翌日には遅滞に陥る（民法412条）。そして、金銭債務の不履行についての損害賠償、いわゆる遅延損害金について、債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない（同法419条3項）。これらの条文の解釈から、金融機関が払戻請求者が正当な払戻権限を有する者であるか否かを確認するため払戻しを留保した場合に、請求があった翌日から遅延損害金の支払義務を負うと考えるのか、それとも、一定期間経過後に遅

延損害金の支払義務を負うと考えるのか、さらには後者の考え方を採用した場合、「一定期間」をどのように考えるのかが問題となる。

学説では、民法419条3項は、金銭債務の不履行についての損害賠償について、不可抗力による免責を否定するものであるので、同法412条所定の要件を満たしても履行遅滞と評価されない場合には、債務者はそもそも損害賠償責任を負わず、同法419条3項適用の前提を欠くという見解が示されている<sup>(注9)(注10)</sup>。

従来の裁判例においても、「銀行が預金者本人を確認するために必要最小限の相当の期間経過後は…違法である」と判示するもの<sup>(注11)</sup>や、金融機関において払戻請求者が正当な払戻権限を有するか否かを「確認するため必要かつ相当と認められる期間につき払戻しを留保することには、正当な理由があって違法性はなく、履行遅滞の責任は負わないものと解するのが相当である」と判示するもの<sup>(注12)</sup>がある<sup>(注13)</sup>。調査・確認のために相当な期間の経過時=判決の確定時という一般法理が定立されているわけではないが、その他従来の裁判例を踏まえると、次の判断基準が概ね確立されているものと考えられている。

①預金の帰属先に争いがある場合については、金融機関は債権者を確知するために必要な一定の期間、払戻しを留保することができるが、その一定の期間の具体的な長さは事案によって区々である。

②債権者と称する者が複数競合しない限り、債権者不確知による弁済供託は有効とはならず、金融機関は債権者を確知するため調査を行う必要があるが、他方、弁済供託の要件が充足される場合には、直ちに供託をしなければ金融機関は遅延損害金の支払を免れない<sup>(注14)</sup>。

また、前記②に関し、債権者不確知を理由とする供託は、債権成立後の事情により債権者を確知できなくなった場合に認められるものであり、債権の成立自体が何人との間に生じたのかが不明の場合を含まないとの見解がある<sup>(注15)</sup>。

本件裁判例においては、本件各預貯金口座がいずれも他人であるA名義となっていること、Bの相続人の範囲やAの相続人の範囲の判断が容易でないことを踏まえ、「必要かつ相当な期間」＝「本判決確定の日まで」と判断されている。前記のとおり、預貯金債権の帰属は、被告らが詳細に把握できない出捐関係や利用状況等のBの事情を総合的に勘案して判断され、一義的な基準がないこと、本件では債権者と称する者が複数競合しておらず（むしろAの相続人らがBへの帰属を認めている状況にある）、かつ、預入行為時点から本件預貯金債権が誰に帰属するのか不明であるので債権者不確知を理由とする供託は困難であること<sup>(注16)</sup>に照らせば、本件裁判例における結論は妥当であると考える。

#### 四 おわりに

預金債権の帰属の判断に関する議論状況、遅延損害金の発生日に関する議論状況からすれば、本件裁判例は従来の議論に沿った形で判断されたものであるといえる。今後、本件裁判例の事案のように、①他人名義預金であるとの主張とともに払戻請求がなされ、②債権者不確知を理由とする供託が困難な事情がある場合には、本件裁判例と同様の判断がなされる可能性が高いように思われる。

以上  
(中藪 健吾)

- (注1) 実在する他人名義での預金は「他人名義預金」、実在しない人物名義での預金は「架空名義預金」と表現されることが多い。東京地判令和5年2月16日（金融法務事情2229号54頁）は架空名義預金の払戻請求に応じなかつた場合の遅滞責任について判断している。
- （注2）本件裁判例の評釈として、杉村健太・ジュリスト1588号109頁、中野弘章・金融法務事情2218号16頁、榎木智浩・金融法務事情2200号98頁、小山内崇=佐藤麻穂・金融商事判例1686号112頁、堀口久・銀行法務21 895号38頁、黒田直行・JA 金融法務632号54頁、水野信次・銀行法務21 896号27頁等がある。
- (注3) 払戻請求日の翌日を起算日とする主張も考えられるところ、判決内容からは明らかではないが、本件裁判例では訴外において払戻請求がなされていなかった可能性がある。
- (注4) 福井章代「預金債権の帰属について－最二小判平15.2.21民集57巻2号95頁及び最一小判平15.6.12民集57巻6号563頁を踏まえて－」判例タイムズ1213号26頁、尾島明・最高裁判所判例解説民事篇平成15年度63頁
- (注5) 無記名定期預金とは、預金証書を無記名で発行し、金融機関には印章のみを届け出、満期後発行店舗において預金証書及び印章を提示した者に対して元利金を支払うものとされている定期預金である。昭和63年3月末日以降、新規受入れが停止されている（福井章代・前掲（注4）27頁）。「無記名定期預金は、その預金者の氏名が契約の一方の当事者である金融機関に明らかにされないという極めて特異な制度である」と評価されている（柴田保幸・最高裁判所判例解説民事篇昭和48年度179頁）。
- (注6) 最三小判昭和48年3月27日は判断理由として、「無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のないかぎり、出捐者を預金者と認めるのが相当」と述べており、無記名定期預金の性質を踏まえて判断しているようと思われる。
- (注7) 無記名定期預金と記名式定期預金では「名義」の有無が異なっているため、預金債権の帰属の認定において、これらが同様に扱われるべきであったかは疑問である。河合伸一「記名式定期預金の預金者－出捐者説、それでよいのか－」金融法務事情1047号6頁、升田純「預金の帰属をめぐる裁

判例の変遷」金融法務事情1555号22頁も同旨。

- (注8) 他人名義預金について払戻請求がなされた場合、預金名義人（亡くなっている場合相続人全員）の同意を得て、誤払いのリスクを払拭した上で、払い戻すという対応を行うことが考えられる。本件では、Aの相続人の範囲について争いがあり、このような対応も困難であったと推測される。
- (注9) 磯村保編『注釈新注釈民法(8)債権(1)』735頁〔荻野菜緒〕。秦光昭「預金の払戻遅延と民法419条」銀行法務21 568号15頁も同旨。
- (注10) 反対説として、奥田昌道編『注釈新注釈民法(10)Ⅱ債権(1)』560頁〔能見善久〕、田原睦夫「帰属に争いのある預金の払戻請求と金融機関の履行遅滞の責任」金融法務事情1570号5頁がある。前掲東京地判令和5年2月16日も、民法419条の規定を字義どおりに解釈すれば、払戻請求をした日の翌日から遅延損害金の支払義務を負うことになるように思われる旨判示している。もっとも、同判決は、預金者確定のために時間を要したのは、架空名義で預金されていたことが原因であることから、判決が確定するまでの期間については、信義則上、遅延損害金を請求することはできない旨判示している。
- (注11) 大阪高判平成10年2月13日金判1049号19頁
- (注12) 東京地判平成26年8月15日 /2014WLJPCA08158001
- (注13) 磯村保編『注釈新注釈民法(8)債権(1)』223頁〔潮見佳男〕
- (注14) 星野豊「帰属先に争いのある預金債権に関する金融機関の履行遅滞責任」ジユリスト1228号278頁

本稿の執筆者である中藪健吾先生は、本稿脱稿後にご逝去されました。ご生前は、月例会、担保法制に関する論点検討会などを通じて、金融取引法部の活動にご尽力いただきました。ご遺族のご意向と先生のご遺志を尊重し、深い敬意と哀悼の意を表して本稿を掲載いたします。

2024（令和6）年度金融取引法部部長 大嶋正道